

古地図を活用したまち歩きアプリ等開発業務委託に係るプロポーザル応募要領

1. 目的

古地図を活用したまち歩きアプリ等開発業務に関する委託事業者を決定するための提案の応募について必要な事項を定める。

2. 業務の目的

長州藩の絵図方が製作した精巧な「古地図」と、話題性が高く、本県の弱みである若年層へも浸透を促しやすいAR等の「ICT技術」を融合させた、本県の独自性や特別感の高い素材を開発・提供し、JR西日本や旅行会社を介して誘客拡大を図ることにより、本県観光ブランドの確立を図ることを目的とする。

3. 事業実施期間

契約締結日～平成31年3月31日まで

4. 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,360千円

5. 業務の内容等

別添1「業務委託仕様書」のとおり。

6. 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。

(4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

8. 企画提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先及び提出期限

(1) 作成方法

業務の目的等に留意の上、下記の企画提案書等を作成し、提出すること。

区 分	内 容	様式・版
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 ・ A4版
イ 企画提案書	<p><項目></p> <p>1 総論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>古地図を活用したアプリ等開発に関する総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本コンセプト (キャッチフレーズの提案含む) ・特徴 など <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(3) 危機管理に関する考え方、措置</p> <p>(4) 業務実施スケジュール</p> <p>(5) 類似業務の取組実績</p>	様式自由 ・ A4版
	<p>2 各論</p> <p>(1) 古地図を活用したまち歩きアプリ等開発について次の提案を行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> ① GPSと連動し、古地図上での移動を可能とし、ワンタッチで現代地図と切り替えが可能であること。 ② 古地図にゲーム性を付加し、若年層にも楽しくまち歩きができるような機能 ③ 古地図に関する情報だけでなく、史跡、観光地、食に関する情報も網羅すること。 ④ システム開発後も柔軟に更新できること ⑤ 持続可能な運用コストの低減策 ⑥ 歩きスマホ対策 <p>(2) 企画内容に関するセールスポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 観光客がアプリをダウンロードしたくなる工夫 ② 利用者が2次拡散したくなる工夫 ③ 各地域単体の体験に留まらず、県内周遊を促進させる工夫 ④ 誰でも使いやすい工夫 	様式自由 ・ A4版

	(3) 広報PRに関する提案 ① 首都圏や京阪神など県外大都市圏における効果的なPR方法、広報媒体であるか ② 具体的な内容であるか	
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。	様式自由 ・A4版 (パンフレット可)
エ 協力業者の概要	・本業務において、協力者がある場合は「協力業者の概要」(別添様式3)を用いて作成すること。 (協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること)	別添様式3
オ 参考見積書	・当業務に係る所要経費を全て見積もること。 (消費税及び地方消費税を含む。) ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。	様式自由 ・A4版

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

(3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内
一般社団法人 山口県観光連盟 「古地図アプリ」事業担当 行

(5) 提出期限

平成30年7月4日(水)午後5時まで(必着)

(6) その他

提案は、1業者につき1提案とする。

9. 提案への参加意向確認

本要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」(別記様式1)を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成30年6月27日(水)午後5時まで(必着)

※FAX可。ただし、FAX送信の場合は、担当者に着信確認をすること。

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内 一般社団法人山口県観光連盟 「古地図アプリ」事業担当 西山 行 TEL：083-933-3204 FAX：083-933-3179
--

10. 審査の実施

古地図を活用したまち歩きアプリ等開発業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、書面審査を行う。

1 1. 審査項目及び評価基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	30	<ul style="list-style-type: none"> ○企画提案趣旨が明確であり、プロモーション効果が高いコンセプトとなっているか。 ○業務遂行能力があるか。 ○業務実施体制を確立しているか。 ○緊急事態、又は突発的な事態に的確に対応できるか。 ○業務実施スケジュールは適切か。 ○県観光連盟からの指示に迅速かつ的確に対応できるか。
2 各論		
アプリ等開発に係る戦略的な視点	30	<ul style="list-style-type: none"> ○GPSと連動し、古地図上での移動を可能とし、ワンタッチで現代地図と切り替えが可能であるか。 ○古地図にゲーム性を付加し、若年層にも楽しくまち歩きができるような機能があるか。 ○古地図に関する情報だけでなく、史跡、観光地、食に関する情報も網羅できているか。 ○システム開発後も柔軟に更新が出来るシステムであるか。 ○持続可能な運用コストの低減策があるか。 ○歩きスマホ対策があるか。
企画提案に関するセールスポイント	20	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客がアプリをダウンロードしたくなる工夫があるか。 ○利用者が2次拡散したくなる工夫があるか。 ○各地域単体の体験に留まらず、県内周遊を促進させる工夫があるか。 ○誰でも使いやすい工夫があるか。
広報PR	10	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏や京阪神など県外大都市圏における効果的なPR方法、広報媒体であるか。 ○具体的な広報PR案が提案されているか。
3 参考見積書	10	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

12. 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

13. 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

14. 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 質問書（別記様式2）の提出期限・提出方法等

平成30年6月25日（月）正午まで（必着） FAX可

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県観光スポーツ文化部観光プロジェクト推進室内 一般社団法人山口県観光連盟 担当 西山 行

TEL：083-933-3204 FAX：083-933-3179

ウ 回答期限・回答方法

平成30年6月27日（水）17時までにFAXにより回答。

※仕様内容に関する基本的な質問事項と回答については、別紙「古地図を活用したまち歩きアプリ等開発プロポーザル提案に当たってのQ&A」のとおり。

15. 提案者の決定通知等について

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

16. 成果物の著作権について（重要）

事業により作成した成果等の著作権は、山口県観光連盟に帰属するものとする。